

生駒市訓令甲第1号

生駒市情報セキュリティ対策基準等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市情報セキュリティ対策基準等の一部を改正する訓令

(生駒市情報セキュリティ対策基準の一部改正)

第1条 生駒市情報セキュリティ対策基準(平成19年12月生駒市訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、部及び局」を「及び部」に、「水道局」を「上下水道部」に改め、同条第2号中「市長事務部局の課」の次に「、清掃リレーセンター、高山竹林園」を加え、「高山竹林園」を「消費生活センター」に改め、「、清掃リレーセンター、清掃センター、衛生処理場、消費生活センター」を削り、「水道局」を「上下水道部」に改める。

(生駒市行政企画会議規程の一部改正)

第2条 生駒市行政企画会議規程(昭和45年11月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び教育長」を削り、同条第4項中「委員は」の次に「、教育長、水道事業管理者」を加え、「理事、公室長」を「公室長」に、「水道局長」を「上下水道部長」に改める。

第6条第1項第3号から第5号までを次のように改める。

- (3) 環境経済部会
- (4) 市民部会
- (5) 福祉健康部会

第6条第1項第8号を次のように改める。

(8) 上下水道部会

別表中

市民部会	市民部長	市民課長	課税課長、収税課長、人権施策課長、産業振興課長、農業委員会事務局長
福祉健康部会	福祉健康部長	福祉事務所長	健康課長、健康課課長、病院建設課長、国保年金課長、介護保険課長、福祉総務課長、福祉支援課長、こども課長
生活環境部会	生活環境部長	環境政策課長	環境事業課長、生活安全課長

環境経済部会	環境経済部長	環境政策課長	環境事業課長、経済振興課長、農業委員会事務局長
市民部会	市民部長	市民課長	課税課長、収税課長、人権施策課長、生活安全課長
福祉健康部会	福祉健康部長	福祉健康部部长、福祉事務所長	健康課長、病院建設課長、国保年金課長、こども課長、介護保険課長、福祉総務課長、福祉支援課長

に改め、「、都市整備部次長」を削り、「水道部会」を「上下水道部会」に、「水道局長」を「上下水道部長」に、「水道局総務課長」を「上下水道部総務課長」に改める。

(生駒市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第3条 生駒市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年6月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「本部員は」の次に「、教育長、水道事業管理者」を加え、「理事、公室長」を「公室長」に、「水道局長」を「上下水道部長」に改め、「、教育長」を削る。

第6条第1項第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 環境経済部会

(4) 市民部会

(5) 福祉健康部会

第6条第1項第8号を次のように改める。

(8) 上下水道部会

別表中

「

市民部会	市民部長	市民課長	課税課長、収税課長、人権施策課長、産業振興課長、農業委員会事務局長
福祉健康部会	福祉健康部長	福祉事務所長	健康課長、健康課課長、病院建設課長、国保年金課長、介護保険課長、福祉総務課長、福祉支援課長、こども課長
生活環境部会	生活環境部長	環境政策課長	環境事業課長、生活安全課長

を

」

「

環境経済部会	環境経済部長	環境政策課長	環境事業課長、経済振興課長、農業委員会事務局長
市民部会	市民部長	市民課長	課税課長、収税課長、人権施策課長、生活安全課長
福祉健康部会	福祉健康部長	福祉健康部部長、福祉事務所長	健康課長、病院建設課長、国保年金課長、こども課長、介護保険課長、福祉総務課長、福祉支援課長

」

に改め、「、都市整備部次長」を削り、「水道部会」を「上下水道部会」に、「水道局長」を「上下水道部長」に、「水道局総務課長」を「上下水道部総務課長」に改める。

(生駒市事務改善委員会規程の一部改正)

第4条 生駒市事務改善委員会規程(昭和55年5月生駒市訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号から第8号までを次のように改める。

(6) 環境経済部環境政策課長

(7) 市民部市民課長

(8) 福祉健康部福祉支援課長

第3条第12号を次のように改める。

(12) 上下水道部総務課長

(生駒市文書取扱規程の一部改正)

第5条 生駒市文書取扱規程(平成9年12月生駒市訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

第15条中「(平成2年4月生駒市訓令甲第3号)」を「(平成24年3月生駒市訓令甲第2号)」に改める。

第16条第1項中「室、部及び局」を「室及び部」に改める。

(生駒市職員被服貸与規程の一部改正)

第6条 生駒市職員被服貸与規程(昭和46年4月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道局」を「上下水道部」に改める。

別表第1中「産業振興課にあつては、商工観光係及び企業立地推進係に限る」を「生活安全課交通対策係を除く」に、「生活安全課庶務係及び消費生活センター」を「経済振興課商工観光係及び企業立地推進係」に改める。

別表第2中「生活環境部(生活安全課庶務係及び消費生活センター)」を「環境経済部(経済振興課商工観光係及び企業立地推進係)に、「水道局」を「上下水道部」に、「産業振興課(商工観光係及び企業立地推進係を除く。)」を「

生活安全課交通対策係」に改める。

(生駒市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正)

第7条 生駒市生涯学習推進本部設置要綱(平成10年8月生駒市訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び教育長」を「、教育長及び水道事業管理者」に改め、同条第3項中「理事、公室長」を「公室長」に、「水道局長」を「上下水道部長」に改める。

(生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程の一部改正)

第8条 生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程(平成14年3月生駒市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び教育長」を「、教育長及び水道事業管理者」に改め、同条第3項中「、理事」を削る。

(生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱の一部改正)

第9条 生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱(平成7年2月生駒市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

市民部	市民課 人権施策課 産業振興課
福祉健康部	健康課 国保年金課 介護保険課 福祉総務課 福祉支援課 こども課
生活環境部	環境政策課 生活安全課

を

」

「

環境経済部	環境政策課 経済振興課
市民部	市民課 人権施策課 生活安全課
福祉健康部	健康課 国保年金課 こども課 介護保険課 福祉総務課 福祉支援課

に、

」

「水道局」を「上下水道部」に改める。

(生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程の一部改正)

第10条 生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程（昭和59年12月生駒市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「副市長」を「水道事業管理者」に、「水道局長」を「上下水道部長」に改め、同条第3項中「水道局次長」を「上下水道部次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。